

大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン(案)に対する主なご意見等の概要とそれに対する国土交通省の考え方

| 対象部分                              | 寄せられた主なご意見等の概要  | 国土交通省の考え方  |
|-----------------------------------|---|--|
| Ⅲ.2.1<br>基礎資料収集                   | 基礎資料として現況地形図、旧地形図、行政機関の資料を収集すべきではないか。   | 「Ⅲ.2.1基礎資料収集」で示している「宅地造成前後の地形図、空中写真等」に含まれます。   |
| Ⅲ.2.2<br>盛土造成地の位置の把握              | 宅地造成前後の新旧地形図の使用例示が必要ではないでしょうか。また、範囲特定・比高差の判読手法(例:DEM等)を明示すべきではないでしょうか。  | ご指摘については、別途作成中の大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を解説する資料として別途公表する予定です。  |
| Ⅲ.2.3<br>盛土造成地の規模の把握              | 抽出する大規模盛土造成地の条件は<br>1) 盛土の面積が3000㎡以上<br>2) 原地盤の角度が20°以上でかつ盛土の高さが5m以上<br>以外にもっと条件をつけて絞り込むことが必要である。<br>盛土の面積や高さの取り方について示して欲しい。  | 宅地造成等規制法施行令においては、大規模盛土造成地の安定性の確認には、盛土面積などの外形基準とあわせ、安定計算の結果を用いることとしています。<br><br>ご指摘については、ガイドラインを解説する資料として別途公表する予定です。                        |
| Ⅲ.3<br>第二次スクリーニング計画の作成            | 第二次スクリーニング計画作成にあたり、危険度等のランクを明確にし、第二次スクリーニング実施箇所を厳選すべきではないでしょうか。<br><br>第二次スクリーニング計画の対象とするべき大規模盛土造成地上の人家戸数等はどの程度か。   | ご指摘については、ガイドラインを解説する資料として別途公表する予定です。<br><br>盛土上に存在する人家戸数は、その有無を含め戸数を把握することと考えています。<br>なお、盛土上に存在する人家戸数の有無にかかわらず、第二次スクリーニング計画の対象にはなると考えています。 |
| Ⅳ.2<br>安定計算                       | 1995年兵庫県南部地震以降に各種構造物の耐震設計に導入されてきていますレベル2地震動の扱いを示していただけると、安定計算の内容がより明確になるかと思われます。<br><br>滑りに対する安定計算で盛土の安定性を判断する方法は一般的ですが、その方法に関する記述があいまいであるため、慣用的に使われている原理に基づく安定解析法のなかから適切なものを選ぶようにと明確に示すべきと思われます。 | 地震力については、政令に示すこととします。<br><br>ご指摘については、ガイドラインを解説する資料として別途公表する予定です。  |
| Ⅴ.3<br>防災区域の指定等(災害の発生のおそれが明らかな場合) | 災害のおそれが明らかな場合の具体的内容を示してほしい。   | ご指摘については、ガイドラインを解説する資料として別途公表する予定です。   |
| その他                               | 第一次スクリーニング及び第二次スクリーニングの各調査項目の作業内容を具体的に示してほしい。   | ご指摘については、ガイドラインを解説する資料として別途公表する予定です。   |